

発明は自然法則を利用した技術思想の創作ですから、創作できるものは個人（自然人）に限られ、法人などは発明することはできません。

特許法第29条は「産業上利用することができる発明をした者は特許を受けることができる」ことを定め、特許を受けることができる権利すなわち特許を受ける権利（用語）は「発明をした者＝発明者」にあるとしています。

しかし、特許を受ける権利は財産権ですから譲渡対象となり、法人などに譲渡された場合は、承継人である法人も特許を受けることができます。

1. 発明者

出願をした発明の創作に直接加わった者だけを指し、単なる補助者、助言者、資金の提供者あるいは単に命令を下した者は、発明者とはなりません。

論文の場合は、実験補助者や実験指導者、材料提供者なども共著者として記載することがありますが、特許法上では発明者とならないのです。

(1) 特許上の発明者となりうる人

- ア. 発明が誰にも思いつかないような全く新しい場合は、その着想者（但し、その着想を具体化した場合のみ）
- イ. 着想を具体化するための課題の解決方法を示した人
- ウ. 着想を具体化するために必要な技術を見出した人

(2) 特許上の発明者とはならない人

- ア. 部下の研究者に対して一般的な管理をした人。
例えば一般的な助言・指導を与えただけの人（単なる管理者）。
- イ. 研究者の指示に従い、単に実験を行ったりデータをまとめたりしただけの人（単なる補助者）。
- ウ. 研究資金を提供したり、設備使用の便宜を図った人。
その研究を委託、援助した人（単なる後援者・委託者）。

発明者が特許を受ける権利を譲渡し、その後、権利が成立した場合は、特許公報には発明者として氏名が記載されますが、権利者にはなりませんので、いわゆる「名誉権」のみになります。

2. 特許出願人

発明者は、特許出願人になり、特許出願を行い、権利成立後には権利者になれます。企業などの法人は、従業員である発明者から特許を受ける権利の譲渡を受けて、法人が特許出願人となって手続をすることが一般的です。

本法人が発明者から特許を受ける権利の譲渡を受け、将来的にその特許によって利益が得られた場合には、発明者に利益の一部が還元できるような仕組みを作っています。

共同研究から生まれた発明

発明は一人だけで行った場合と、複数名で行った場合があります。複数の発明者がいる場合は、本法人のみに発明者がいる場合や本法人と企業や他の研究機関との複数に発明者がいる場合があります。

企業や他の研究機関との共同研究から発明が生まれた場合、その発明の出願人が誰になるかは、「共同研究契約」にもとづいて判断されます。

共同研究を開始する際には、その発明の取り扱いについては、最初からどのように取り扱うのか、契約書内に明記する必要があります。

共同研究契約に関しては、担当窓口(p7参照)にご相談下さい。

